

# 平成19年9月定例教育委員会

開催日時 平成19年9月27日(木) 午後3時30分～午後5時

開催場所 茨城県教育委員室

出席委員	委員長	石渡 千恵子
	委員長職務代理者	和田 洋子
	委員	和田 芳武
	委員	大久保 博之
	委員	関 正樹
	委員(教育長)	稲葉 節生

事務局出席者については、別紙のとおり

## 議 事

### 1 議案事項

- |     |        |   |                       |
|-----|--------|---|-----------------------|
| 公 開 | 第45号議案 | 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則の制定について | (総務課)                 |
| 公 開 | 第46号議案 | 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について                         | (高校教育課)               |
| 公 開 | 第47号議案 | 茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について                          | (高校教育課)               |
| 公 開 | 第48号議案 | 茨城県県立中等教育学校学則の制定について                                  | (高校教育課)               |
| 公 開 | 第49号議案 | 茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について           | (高校教育課)               |
| 非公開 | 第50号議案 | 平成19年度優秀教員の表彰について                                     | (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課) |

### 2 協議事項

- |     |                     |         |
|-----|---------------------|---------|
| 非公開 | (1) 教職員の人事に係る協議について | (義務教育課) |
|     | 協議終了後、第51号議案として審議   |         |
| 非公開 | (2) 教職員の人事に係る協議について | (義務教育課) |
|     | 協議終了後、第52号議案として審議   |         |
| 非公開 | (3) 教職員の人事に係る協議について | (義務教育課) |
|     | 協議終了後、第53号議案として審議   |         |

- 非公開 (4) 教育庁等職員の人事に係る協議について (総務課)  
協議終了後、第54号議案として審議
- 非公開 (5) 教職員の人事に係る協議について (高校教育課)  
協議終了後、第55号議案として審議
- 非公開 (6) ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員の解任及び任命 (文化課)  
に係る協議について  
協議終了後、第56号議案として審議

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

## 会議録

### 1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

### 2 議 事

#### 第45号議案 茨城県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(総務課長) 新たな信託法とその信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、従来の旧信託法の一部が改正され、その題名が「公益信託ニ関スル法律」とされるとともに、新たな信託法との調整が図られたことを受け、信託の変更・併合・分割の制度の創設、検査役の設置、信託財産管理者等の設置、信託管理人に係る手続規定の整備等を行うほか、文言の修正等の所要の改正を行おうとするものです。

施行日は平成19年9月30日としています。

#### 【主な質疑・意見等】

(委 員) 教育委員会で所管する公益信託は全部で10信託ありますが、その内容と金額について、主なものをひとつ教えて下さい。

(事務局) 小野富太郎記念母子奨学基金について御説明します。当該基金は、水戸市所在公・私立高等学校に在学する生徒で、学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により就学困難なものに奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的に、一人あたり月額8,000円を給付しています。信託財産は399万円となっています。

第45号議案については、全員一致で可決されました。

#### **第46号議案 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則の制定について**

(高校教育課長) 平成19年10月1日から新たに県立並木中等教育学校が設置されることに伴い、茨城県県立学校管理規則のほか以下の規則について所要の改正を行うものです。

<改正の内容>

茨城県県立学校管理規則

中等教育学校の名称や位置，生徒定員その他について定めるものです。

茨城県教育庁組織規則

高校教育課の分掌事務として，中等教育学校関係を位置付けるものです。

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則

各種様式を中等教育学校において使用できるように改めようとするものです。

茨城県教育研修センター管理規則

教育研修センターにおいて情報教育に係る中等教育学校の生徒の実習を事業として行うこととするものです。

施行日は，いずれも平成19年10月1日としています。

#### **【主な質疑・意見等】**

特になし

**第46号議案については，全員一致で可決されました。**

#### **第47号議案 茨城県県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について**

(高校教育課長) 県立高等学校の統合に伴い，平成19年10月1日から新たに磯原郷英高等学校及び岩井高等学校が設置されることから，茨城県県立高等学校学則について所要の改正を行うものです。

改正の内容は，県立高校の名称や位置，学科，生徒定員等について定めた別表第1において，新設の磯原郷英高等学校の項と岩井高等学校の項を追加するものです。

また，石岡市の町名変更に伴い，石岡第一高等学校における位置の名称を改めるものです。施行日は，平成19年10月1日としています。

#### **【主な質疑・意見等】**

特になし

**第47号議案については，全員一致で可決されました。**

#### **第48号議案 茨城県県立中等教育学校学則の制定について**

(高校教育課長) 平成19年10月1日から県立並木中等教育学校が設置されることに伴い、県立中等教育学校の運営に関し必要な事項を定めるものです。

主な制定の内容は、(1)学年、学期及び休業日、(2)教育課程及び単位の認定等、(3)入学、留学、休学、退学及び転学等、(4)授業料、入学料その他の費用徴収、(5)賞罰等について定めるものです。

施行日は、平成19年10月1日としています。

#### **【主な質疑・意見等】**

特になし

**第48号議案については、全員一致で可決されました。**

#### **第49号議案 茨城県教育庁等事務専決規程及び茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令の制定について**

(高校教育課長) 県立磯原郷英高等学校、県立岩井高等学校及び県立並木中等教育学校が平成19年10月1日から新たに設置されることに伴い、茨城県教育庁等事務専決規程等について所要の改正を行うものです。

<改正の内容>

茨城県教育庁等事務専決規程

教育次長及び高校教育課長の専決事務として、中等教育学校関係を高校と同様に位置付けるものです。

茨城県県立学校処務規程

県立磯原郷英高校と県立並木中等教育学校について、学校を表示する記号を定めるものです。

施行日は、平成19年10月1日としています。

#### **【主な質疑・意見等】**

特になし

**第49号議案については、全員一致で可決されました。**

### **3 閉 会**

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。